

花火大会のあり方を考える会

提言書

令和6年4月

目 次

はじめに	1
委員名簿等	2
1 考える会の開催等経過	3
2 議論の経過	6
3 提言内容	9
おわりに	14
参考	15

はじめに

福知山市では、平成 25 年に開催された「第 72 回ドッコイセ福知山花火大会」で発生した事故以降、現場となった由良川河川敷等において、大規模な花火大会は開催されていないが、事故以降の約 10 年間で 3 つの団体が 8 回の花火打ち揚げを実施するなど、花火打ち揚げによる地域活性化等に一定の関心や期待が存在していたものの、相当規模の花火大会の開催（再開）に関して、公に議論される機会は少なかった。

また、令和 4 年 8 月に由良川河川敷においてシークレットの形で花火を打ち揚げた団体が、花火大会の再開・実施について、約 3,000 人が前向きであるとのアンケート結果を示したほか、令和 5 年 3 月には、花火大会への福知山市の後援に関する請願書を市議会に提出したが、不採択となった。

そのような状況の中で、「花火大会のあり方を考える会」（以下、「考える会」という。）は、地域活性化や安心安全な花火大会のあり方について協議を行い、その結果を市長に報告するための機関として、福知山市により、令和 5 年 8 月に設置された。

「考える会」を構成する委員は、雑踏警備等の安全対策や実施団体の責任体制等の専門知識を有する者をはじめ、法律の専門家、地域振興等に取り組む団体の代表者の 9 名である。

「考える会」は、まずは市民や被害者の方々の意見を踏まえ、「花火大会のあり方を議論することについて理解が得られているか」という共通コンセンサスの確認から検討を始めることとし、そのうえで、仮に花火大会が開催されるとした場合、どのような形であるべきかという点について、協議を行った。

その結果をとりまとめ、本提言書のとおり提言する。

※「考える会」で協議を行った「花火大会」とは、次の条件での実施を指すものである。

開催時期：夏季

開催場所：由良川（音無瀬橋）河畔

令和 6 年 4 月 5 日
花火大会のあり方を考える会

[委員名簿]

会 長	浦中	千佳央	[京都産業大学法学部教授（社会安全・警察学研究所所員）]
副会長	国松	治一	[弁護士 国松法律事務所]
委 員	水口	学	[福知山公立大学特任教授（地域防災研究センター長）]
委 員	芦田	敦嗣	[一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社福知山地域 本部地域本部長（福知山観光協会会長）]
委 員	足立	聖忠	[一般社団法人福知山青年会議所理事長]
委 員	足立	喜代美	[福知山市子ども・子育て会議委員]
委 員	日下	英明	[福知山市商工会会長]
委 員	塩見	純平	[福知山広小路商店街振興組合理事長]
委 員	谷垣	均	[福知山市自治会長運営委員連絡協議会会長]

[関係機関]

国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所
京都府中丹広域振興局
京都府中丹西土木事務所
京都府福知山警察署
福知山市消防本部福知山消防署

[事務局]

福知山市産業政策部産業観光課

1 考える会の開催等経過

(1) 会議

第1回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和5年9月19日

場所：市民交流プラザふくちやま

主たる議題：市民からの意見聴取及び関係者へのヒアリングについて

第2回花火大会のあり方を考える会 [非公開]

日時：令和5年11月30日

場所：市民交流プラザふくちやま

主たる議題：市民アンケート・市ホームページでの意見募集等の現状報告

※現地視察・関係者ヒアリングを非公開で開催

第3回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和5年12月19日

場所：福知山市防災センター

主たる議題：花火大会のあり方を議論することについて理解が得られているか

第4回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和6年2月21日

場所：福知山市厚生会館

主たる議題：花火大会が開催されるとした場合の検討事項

※同日、近隣の花火大会の開催状況の共有、被害者への配慮等についての意見交換を非公開で実施

第5回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和6年3月20日

場所：市民交流プラザふくちやま

主たる議題：提言書（案）の検討

第6回花火大会のあり方を考える会 [公開]

日時：令和6年4月5日

場所：市民交流プラザふくちやま

主たる議題：提言書の承認

(2) 会議以外の内容

①市民アンケート

実施期間：令和5年10月17日～11月16日

②市ホームページ等での意見募集

実施期間：令和5年10月16日～11月16日

③市民公募委員の募集と選考

募集期間：令和5年10月18日～11月10日 応募者1人、不採用

選考委員会において不採用とした理由

□応募者は花火の打ち揚げ関係者であるが、「考える会」では、今後の協議の中で花火大会を開催するとした場合の様々な条件等を議論していくため、中立性を確保する必要があり、応募者は利害関係者と言えることから、不採用とする。

また、選考委員会では、「市民公募委員の再募集を実施してはどうか」との意見が出されたため、市民公募委員の再募集を行った。

再募集期間：令和6年1月10日～1月31日 応募者なし

再募集の結果を受けて

□応募者がいなかったため、市民公募委員の参加は見送ることとした。

□ただし、1回目の募集の際の応募者は不採用としたが、選考委員会において「市民委員以外の立場（ヒアリング対象等）で考える会に関わっていただくことを検討してはどうか」との意見があったことを踏まえて、当該応募者に花火の打ち揚げに関する専門知識を有する者として意見を述べていただくことが「考える会」にとって有益と判断した。そのため、本提言書の作成にあたり、市民委員としてではなく、花火の打ち揚げに関する専門知識を有する者という立場で助言を得た。

④関係者ヒアリング

対象者：

ア 平成25年ドッコイセ福知山花火大会事故の被害者等

対象者	ヒアリング参加	アンケートの回答
43人	なし	21人

イ 事故後に由良川河川敷等で花火を打ち揚げた団体

対象者	ヒアリング参加
3団体	3団体

2 議論の経過

(1) 花火大会のあり方を議論することについて理解が得られているかどうか

「考える会」を中心に、市民アンケートや関係者ヒアリング等の実施、市民や被害者の方々からの意見聴取等を行ったうえで、第3回会議において協議を行い、次の結論を得た。

結論：花火大会のあり方を議論することについて、おおむね理解が得られている

おおむね理解が得られていると判断した理由

1 花火大会に対して、市民の約9割が前向きな姿勢である

2 花火大会の開催に対して、被害者等から一定の理解が得られている

(2) 仮に花火大会が開催されるとした場合、どのような形であるべきか

各委員に対するヒアリングに基づき、関係機関の所見も参考に、第4回会議及び第5回会議において、以下のとおり花火大会を開催するとした場合の条件について議論するとともに、それを踏まえて検討項目ごとに必要な対策を協議し、9ページ以降のとおり、花火大会開催の前提となる事項と花火大会実施にあたっての対策に分けて、提言を行うことにした。

ア 福知山市の関与について

市民が花火大会の開催に賛成する理由である①地域経済の活性化、②観光振興等はまさに行政の目的に合致すること、事故時の対応や被害者救済を果たす能力が期待されること、花火大会を安心安全に開催するために必要となる各対策を講じるためには公益団体の関与が必要となることなどから、福知山市が花火大会に関与するべきであるとの点については、委員間において基本的に異論をみなかった。

ただ、具体的な関与の方法については、「福知山市は実施主体として関わり、責任を持つべきである」、「事故後、花火大会についての議論がなされなかったことを考えれば、まずは後援という関わり方でよいのではないか」、「福知山市は花火大会が安心安全に開催されるか、主催者の監視を行う立場でよいのではないか」、「平成25年の花火大会では福知山市が共催だったことを考えると、今後開催される花火大会にも共催として関わることは最低限必要である」、「小規模な花火大会であれば、福知山市は後援という関わりだけでよいのではないか」、「再開される初めての花火大会から、いきなり後援などの福知山市の関与は難しいのではないか」など、様々な意見が出された。

それらの意見を踏まえて、「考える会」として、9 ページの「責任体制の確保」の項目において、福知山市の関与について提言をまとめた。具体的な関与の仕方が決まらないまま必要な対策を提言することはできないのではないかとの意見もあり、実施主体との具体的な関係にも言及したが、花火大会を開催する方向になるなら、当初から福知山市の具体的な関与にこだわる必要はないとの意見もあった。

イ 花火大会における事故発生時の補償体制及びその他の安全確保体制

平成 25 年の花火大会事故により露呈した 1 つの大きな問題は被害者等への補償をどのように行うのかということであった。今回の市民アンケートでも、花火大会を開催するとした場合の条件として「被害者への配慮」との回答が一定数あったことを踏まえ、「万全の対策を取った上でも、万が一事故が起きた際の被害者救済を考えるべきであり、そのために、福知山市は実施主体や責任主体として関わるべきである。万一事故が起こった場合は、実施主体に明らかに責任がないと言える場合以外は、責任の確定にかかわらず、福知山市が金銭補償その他の被害者救済を行うべきであり、福知山市は、被害者に対する金銭補償等のため、保険をかけるほか、被害者救済のための資金を予算化しておくべきである」との意見があった。

また、前述の通り、花火大会への福知山市の関与の必要性については、全委員に共通する認識であるところ、後述する責任体制の確保が履行されなければ、安心安全な花火大会が開催される担保にはならない。さらに、市民アンケートにおいて、花火大会の開催については、「必要な対策が講じられたうえで開催されるのであれば賛成」という意見、また被害者等のアンケートにおいて、「雑踏や露店等の対策を講じたうえで、安心安全な花火大会が開催されるのであれば構わない」という意見が存在することから、花火大会を開催するうえで、責任体制の確保は最低限の関わりであり、場合によっては、福知山市は、これ以外にも考え得るしかるべき関与を検討すべきであるというのが「考える会」の意見である。

ウ 露店対策に関して

「考える会」では、平成 25 年ドッコイセ福知山花火大会は、露店商の事故により甚大な被害が発生したため、安心安全な花火大会の開催には、全ての対策が重要であることは言うまでもないが、その中でも「露店対策」は最重要課題であるとの基本的立場から議論した。11 ページの「露店対策」では、被害者感情を慮れば、露店は出店させるべきではないとの考えから、由良川河川敷には、露店を出店させるべきではないとの厳しい提言をした。ただし、市民アンケートの開催に賛成する理由では、「地域経済の活性化」が 2 番目に多かったこと、委員からは地

域活性化の面から市内事業者に限り露店の出店は認めてもいいのではないかとの意見があった。そのため、露店を出店させる場合、主催者は、露店対策として必要な対策を講じることと条件付きにしている。具体的には、主体、出店の場所、営業時間等について提言したが、その他、想定内、想定外の事故に対応できる体制が検討されるべきであると考えている。

3 提言内容

- (1) 花火大会開催の前提となる事項
ア 責任体制の確保

提言 1－1：福知山市は花火大会の開催及び運営に関与し、以下のことを行うこと。

- ① 「共催¹」、「後援²」のいずれかの形で提言 1－2 で述べる実行委員会に関与すること
- ② 「後援」の場合でも、万一事故が起こった場合には、被害者に故意又は重大な過失が認められる場合以外、被害者の救済に必要な次の対応を行うこと
 - 相談窓口の設置や被害者救済のための助言・指導
 - 被害者に対する説明責任を果たすよう求めること
- ③ 花火大会実施計画書等の作成にあたり、事前に助言・指導を行うこと
- ④ 実行委員会の会議に出席し、助言・指導を行うこと
- ⑤ 関係機関との事故防止対策等にかかる事前協議に出席すること
- ⑥ 市民に対して、花火大会の周知や事故防止対策順守を呼びかけること
- ⑦ 花火大会当日、事故防止対策が履行されているか現場を確認し必要な対応を行うこと
- ⑧ 終了後、花火大会の運営や事故防止対策等の検証を行う会議を設置すること
その会議には市民も参画することが望ましい

提言 1－2：花火大会の実施にあたっては、提言の内容が確実に履行されるようにするため、主催者は以下の要件を満たす実行委員会とすること。

- ① 実行委員会は、公共的な団体が参画する組織であること（花火大会を当該団体の営利を目的とした催しとしないこと）
- ② 実行委員会は、定款や規約、名簿等、団体に関する体制が明確であり、事故やトラブルがあった際に責任が取れる組織であること（契約や経理、内部の意思決定等に関する書類が適切に作成、整理、保存され、外部の監査・指導を受ける体制があること）
- ③ 実行委員会の構成員の中に過去に由良川河川敷での花火の打ち揚げの経験者がいること
- ④ 実施計画の中に、具体的な責任内容、意思決定過程を明確化すること（〇〇の場

¹ 福知山市後援名義等使用承認事務取扱基準において、共催は「事業を主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が当該事業に参画し、主催する団体等との共同の責任をもって事業をするものをいう。この場合においては、市側で実施決裁を要するものとする。」と定義されている。

² 同基準において、後援は「事業を主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が当該事業の趣旨に賛同するものをいう。」と定義されている。

合は、□□が責任を持つ、マニュアルの整備など)

- ⑤ 緊急事態に備えて、平素から各関係機関と連携を緊密にするとともに、関係機関の緊急連絡網を構築すること
- ⑥ 被害者救済のための補償については、対人1名1億円以上の保険加入が望ましい

イ 適正な規模の設定

事故発生当時と同等規模の花火大会を直ちに開催することは、以下に述べる対策を講じる経験を備えた主催団体が存在しないこと、全国的な花火大会の傾向として、規模がコンパクト化していること、また周辺住民の理解が直ぐには得られにくいことなどから、適正な規模の設定に関し実施計画について以下の提言を行う。

提言2-1：打ち揚げ発数、打ち揚げ時間等の規模は小さく始めて、その都度必ず検証すること。

提言2-2：検証の結果、安心安全に開催できた場合のみ規模を拡大し、検証結果については、市民等に広く周知し、透明性を確保すること。

(2) 花火大会実施にあたっての各対策

ア 露店対策

提言 3-1：由良川河川敷には、露店を出店させるべきではない。

提言 3-2：由良川河川敷以外で露店を出店させる場合は、主催者は、露店対策として必要な対策を講じること。

市は主催者に対して、露店を出店させる場合、露店対策として主に以下のような対策を講じることが求められること

- ① 露店を出店させる場合は、由良川河川敷以外とし、十分なスペースが確保できる場所に限定すること
(例) 御霊公園、広小路商店街
- ② 露店を出店させる場合は、地域活性化の面から市内事業者に限定すること
- ③ 無届けでの出店がないよう対策を講じること
- ④ 露店を出店させる場合は、雑踏対策等の面から露店の営業時間と花火打ち揚げの時間を分離させることが望ましい
(例) 露店の営業終了後に花火の打ち揚げを実施する

イ 雑踏対策

提言 4：主催者は、事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じるほか、各関係機関の指導や協力を得て、雑踏対策として十分な準備及び必要な対策を講じること。

市は主催者に対して、雑踏対策として主に以下のような対策を講じることが求められること

- ① 事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じること
- ② 観覧者による混雑が予想されるところでは一方通行にして、打ち揚げ後は時間差で帰るように規制すること
- ③ 混雑時には、子ども、高齢者等の行動を優先させること
- ④ 由良川河川敷に観覧エリアを設ける場合は、指定席にするなど、人数制限をすることとし、進入経路など観覧エリア内の安全確保を徹底すること
- ⑤ 由良川河川敷に観覧エリアを設ける場合は、進入経路など観覧エリア内の安全確保を徹底すること
- ⑥ 近隣自治会や関係者、関係団体へ説明し、賛同を得ること
- ⑦ その他の雑踏対策
(例) 警備スタッフに対して、警備方法等の講習会を開催する
(例) ごみ箱やトイレ等を必要数準備する

- (例) ライブカメラ等でリアルタイムに配信し、現地への来訪を抑制する
- (例) 携帯通信会社の協力のもと、リアルタイムでの人の混雑状況を把握する
- (例) 市内各施設（ホテル、飲食店等）の屋上の開放を事業者に依頼するほか、観覧スポットを案内するなど、現地への来訪を抑制する
- (例) 有料観覧席を設けるなど、観覧エリアを限定的にする

ウ 交通対策

提言 5：主催者は、警察署等の各関係機関と事前に協議を行い、交通混雑を抑制するために必要な許可を受けるほか、各関係機関の指導を踏まえて、交通対策として必要な対策を講じること。

市は主催者に対して、交通対策として主に以下のような対策を講じることを求めること

- ① マイカーでの来場を抑制すること
 - ② 花火大会の規模に応じて会場周辺に駐車場を確保すること
 - ③ 渋滞対策のため市街中心部以外に駐車場を確保すること
 - ④ 歩行者や高齢者、子どもの安全を確保すること
 - ⑤ その他の交通対策
- (例) 観覧スポットを周知し、渋滞対策を講じる

エ 救護対策

提言 6：主催者は、万全の対策を準備することは最低条件として、各関係機関と事前に協議を行い、それでも万が一事故等が発生した場合を想定して、必要な対策を実施できる体制を整備すること。

市は主催者に対して、救護対策として主に以下のような対策を講じることを求めること

- ① 消防警備計画のほか、救護ブースに看護師等を配置するなど、万が一の事故等に備えること
 - ② 関係者、関係団体へ説明し、調整を行うこと
 - ③ 緊急車両用の進入路を確保しておくこと
 - ④ 歩行者の安全を確保すること
 - ⑤ その他の救護対策
- (例) 夏季に開催する場合は、熱中症や脱水症状等への対策
- (例) 大規模な事故が発生した場合を想定して、京都府などの関係機関とも連絡を緊密に保つこと

オ 火災対策

提言 7 : 主催者は、消防署等の各関係機関に必要な届出を行うほか、事前に協議を行い、指導を踏まえて、各関係機関の協力を得ながら、火災対策として必要な対策を講じること。

カ 自然災害等の対策

提言 8 : 主催者は、各関係機関と事前に協議を行い、指導を踏まえて、降雨や増水、強風時などの対応を予め決めておき、誰が、どのように対応を判断するかを明確にすること。そして、その他突発的な災害が発生することも想定して対策を講じること。

お わ り に

本提言内容である 8 項目の要件を満たせば、地域活性化や安心安全な花火大会の開催が自動的に約束されるわけではない。繰り返しになるが、各対策を実施するためには公益性、法令や行政機関の役割に関する高度な知識、組織力などが求められるため、その要件を充足する組織は福知山市しかなく、福知山市の関与は必要不可欠であると考えられる。

また、福知山市民自身も花火大会開催に関して、「なぜ、花火大会の開催なのか?」、「開催するとして、その花火大会は何を目的とするのか?」という、花火大会の「存在意義」をめぐる根源的な問いかけを考えるべきであろう。そして、花火大会が開催されることになった場合には、市民も安心安全な花火大会の実施に向け、様々な形で参画（協力）するべきである。平成 25 年の花火大会事故により、多くの市民が精神的なトラウマを負った中で、そのトラウマを乗り越えるレジリエンスの力（再起力）が、少子高齢化、過疎化、洪水被害などの問題に直面する福知山市の今後のあり方を議論する原動力になる。

事故発生以降、約 10 年間、花火大会の開催に関して十分な議論が存在しなかった中、令和 5 年 9 月に第 1 回会議を開催し、それから半年をかけ、公開の場で会議を重ねて、本提言書をまとめることができたことは、非常に重要なことである。本提言書の市長への提出をもって、「考える会」の役目を終えることになるが、本提言が花火大会のあり方についての「メルクマール」的役割を果たすことになることを期待する。福知山市が本提言書を受け、今後どのように対応し、検証を行っていくのか、各委員が注視していきたい。

参 考

花火大会が由良川（音無瀬橋）河畔において、夏季に開催されるとした場合に、「考える会」に参加いただいた各関係機関が主催者に求めることを項目ごとに記載する。

◆適正な規模の設定

[京都府中丹広域振興局]

- 煙火（花火）の消費に関しては、火薬類取締法第 26 条、火薬類取締法施行規則第 51 条及び第 56 条の 4 の規定並びに公益社団法人日本煙火協会の煙火の消費保安基準を遵守すること。
- 煙火（花火）を消費する場合、主催者は、打揚業者を交えて、事前に所轄の警察署、消防機関、その他関係者と十分に協議して、万全の対策を講じること。
- 煙火（花火）を消費する場合は、火薬類取締法第 25 条第 1 項の規定により、京都府知事（京都府中丹広域振興局長）の許可を受けなければならない。また、許可申請書は、煙火消費日の概ね 50 日前までに提出が必要である。
- 煙火（花火）の消費数量が少量（75 個以下（ただし 4 号玉以下、かつ 4 号 \leq 10 個、かつ 2.5~4 号 \leq 25 個））の場合は、許可は不要となるが、煙火消費日の 2 週間前までに、京都府中丹広域振興局、警察署、消防署に消費届の提出が必要である。

[京都府福知山警察署]

- 市民、市内関係機関・団体等の合意形成を図り、実施場所の地理的環境、花火大会を取り巻く情勢、公益性の程度等に見合った規模を十分に検討の上、警察署と協議を行うこと。
- 保安基準や許可条件に従い、適切な会場を確保すること。

◆露店対策

[国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所]

- 河川区域内の土地を占用する場合は、河川法第 24 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去しようとする場合は、河川法第 26 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- 営利目的での占用申請は認めない。
- 露店を出店する場合は、主催者からの花火大会一連の申請に含めるものとし、個別に露店からの申請は受け付けない。

[道路管理者]

(京都府中丹西土木事務所)

(福知山市建設交通部)

- 道路区域内の土地を占用する場合は、道路法第 32 条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。
 - ・道路管理上及び道路交通上支障となるので原則として認めない。
 - ・道路の敷地外に、当該箇所を代わる適当な場所がなく、やむを得ない場合で、かつ、臨時的なものに限り占用を認めることができる。

[京都府福知山警察署]

- 道路以外の場所において出店するよう案内する。
- ただし、他に手段がなく道路以外の場所に出店することができないなどの事情がある場合においては、露店の出店は道路交通の妨害となることから、社会の慣習上やむを得ないものであるときに限り、主催者による露店出店の管理、取りまとめをした上で、周辺道路の通行を遮断する措置等により、交通の安全と円滑を確保する必要があるため、事前に協議を行うこと。

[福知山市消防本部福知山消防署]

- 花火大会を管理する主催者は、露店を開設する行為に対し、福知山市火災予防条例第 45 条第 1 項第 6 号に基づき、「露店等の開設届出書」を提出すること。
- 花火大会において、対象火気器具（液体燃料、固体燃料、気体燃料、電気を熱源とする器具）を使用する露店は、福知山市火災予防条例第 18 条第 1 項第 9 号の 2 に基づき、消火器を設置すること。
- 露店の出店が 100 店舗を超える場合は、指定催しに該当するため、福知山市火災予防条例第 42 条の 3 に基づき、「実施計画書」を提出するとともに、火災予防上必要な事項について、消防署の指導に従うこと。
- 露店の出店が 100 店舗未満の場合でも、露店の安全対策として福知山市屋外イベント等安全管理指針に基づき、安全対策を講じること。

◆雑踏対策

[国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所]

【雑踏対策のための工作物（指定席や置看板等）を設置する場合】

- 河川区域内の土地を占用する場合は、河川法第 24 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。
- 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、または除去しようとする場合は、河川法第 26 条に基づき、河川管理者の許可を受けなければならない。

[京都府中丹西土木事務所]

- 府道を占用する場合は、道路法第 32 条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。(※実施団体が、公共団体等以外の場合)
 - ・実施団体が公共団体又は公共団体を構成員とする団体等である場合は、以下の「道路一時使用届」の提出となる。
- 府道を一時使用する場合は、道路一時使用届を提出しなければならない。
 - ※道路交通法第 77 条による「道路使用許可の写し」を添付のこと
 - ・届出者が、公共団体又は公共団体を構成員とする団体等で管理責任の所在及びその能力が明確である団体である場合。

[京都府福知山警察署]

- 由良川河川敷や音無瀬橋付近等の交通量のある道路の近くにおいて、花火大会を開催する場合、道路使用許可が必要である。その場合には、道路使用許可等の点から公益性が求められるため、形式的な後援ではなく、行政の実質的な後援が必要である。
- その他、雑踏警備対策についての法的な条件や許可手続きの定めはないが、主催者の計画に応じて個別具体的な指導を行う。警備計画を策定するにあたっては、事前に協議を行い、安全確保に向けた警備体制の構築について指導に従うこと。

◆交通対策

[京都府福知山警察署]

- 由良川河川敷や音無瀬橋付近等の交通量のある道路の近くにおいて、花火大会を開催する場合、道路交通法第 77 条第 1 項第 4 号に基づき、当該場所を管轄する警察署長の許可を受ける必要がある。
 - 許可申請がなされた場合、道路交通法第 77 条第 2 項第 3 号において、
 - ・現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。に該当するときには許可をすることとされている。そのためには、市の実質的な後援が必要である。
- 関係機関や団体等と協調して、交通の安全と円滑を確保することに必要な自主警備員や資器材の適切な配置と運用、相応の駐車場の確保等を講じること。
- 具体的な手続き及び対策については、道路使用許可のほかに、広範囲の交通規制、駐車対策、交通誘導計画等が必要であるほか、事前の広報活動が不可欠であるため、事前に協議を行うこと。

◆救護対策

[京都府中丹西土木事務所]

《府管理道路区域内に救護テントを設置する場合》

- 府道を占用する場合は、道路法第 32 条に基づき、道路管理者の許可を受けなければならない。(※実施団体が公共団体等以外の場合)

・実施団体が公共団体又は公共団体を構成員とする団体等である場合は、以下②の「道路一時使用届」の提出となる。

□府道を一時使用する場合は、道路一時使用届を提出しなければならない。

※道路交通法第 77 条による「道路使用許可の写し」を添付のこと

・届出者が、公共団体又は公共団体を構成員とする団体等で管理責任の所在及びその能力が明確である団体である場合。

[福知山市消防本部福知山消防署]

□災害発生時に適正かつ円滑な災害現場活動を行うための消防警備計画を樹立するため、主催者は消防署と事前協議を行うこと。

◆火災対策

[福知山市消防本部福知山消防署]

□煙火消費に関し、福知山市火災予防条例第 45 条第 1 項第 2 号に基づき、「煙火打上げ・仕掛け届出書」を提出すること。

□打上場所の出火防止対策として、煙火玉による保安距離に対し、2 分の 1 以上の範囲の散水及び 3 分の 1 以上の範囲の草刈りを実施すること。

[福知山市建設交通部]

□緊急車両の通行や来場者の避難の妨げにならないよう、動線の確保を行うこと。

◆自然災害等の対策

[国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所]

□降雨や増水により河川敷において工作物が流出する恐れのある場合、強風の場合、福知山水位観測所の水位が水防団待機水位を超える見込みになった場合は中止とし、設置されている工作物は速やかに撤去すること。